

滋賀県職員の再任用に関する条例および滋賀県職員退職手当条例の
一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）により、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に規定する年金に関する規定が厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に一元化されたことから必要な規定の整理を行うため、滋賀県職員の再任用に関する条例（平成13年滋賀県条例第8号）および滋賀県職員退職手当条例（昭和28年滋賀県条例第24号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 滋賀県職員の再任用に関する条例の一部改正

特定警察職員等の定義のため引用している地方公務員等共済組合法の条項を厚生年金保険法の条項に改めることとします。（第1条の規定による改正後の付則第3項関係）

(2) 滋賀県職員退職手当条例の一部改正

自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額について定めた規定において、傷病の定義のため引用している地方公務員等共済組合法の条項を厚生年金保険法の条項に改めることとします。（第2条の規定による改正後の第3条関係）

(3) この条例は、平成27年10月1日から施行することとします。

議第 号

滋賀県職員の再任用に関する条例および滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

平成 27 年 月 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県職員の再任用に関する条例および滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条
例

(滋賀県職員の再任用に関する条例の一部改正)

第 1 条 滋賀県職員の再任用に関する条例（平成 13 年滋賀県条例第 8 号）の一部を次の
ように改正する。

付則第 3 項中「地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）附則第 18 条の
2 第 1 項第 1 号」を「厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）附則第 7 条の 3 第 1
項第 4 号」に改める。

(滋賀県職員退職手当条例の一部改正)

第 2 条 滋賀県職員退職手当条例（昭和 28 年滋賀県条例第 24 号）の一部を次のように改
正する。

第 3 条第 2 項中「地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 84 条第 2 項」を「厚
生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 47 条第 2 項」に改める。

付 則

この条例は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

滋賀県職員の再任用に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧		新	
本則 省略		本則 省略	
付 則		付 則	
1 省略 (特定警察職員等への適用期日)		1 省略 (特定警察職員等への適用期日)	
2 省略		2 省略	
3 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)附則第18条の2第1項第1号に規定する特定警察職員等(付則第5項において「特定警察職員等」という。)である者については、平成19年4月1日から、第2条から第4条までの規定を適用する。		3 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)附則第7条の3第1項第4号に規定する特定警察職員等(付則第5項において「特定警察職員等」という。)である者については、平成19年4月1日から、第2条から第4条までの規定を適用する。	
4 以下 省略		4 以下 省略	

滋賀県職員退職手当条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新
<p>第1条～第2条の4 省略</p> <p>（自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額）</p> <p>第3条</p> <p>1 省略</p> <p>2 前項に規定する者のうち、傷病（<u>地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第2項</u>に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。この項、次条第2項ならびに第5条第1項第4号および同条第2項において同じ。）または死亡によらず、かつ、第8条の2第5項に規定する認定を受けないで、その者の都合により退職した者（第12条第1項各号に掲げる者および傷病によらず、地方公務員法第28条第1項第1号から第3号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項および第6条の4第4項において「自己都合等退職者」という。）に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>以下省略</p>	<p>第1条～第2条の4 省略</p> <p>（自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額）</p> <p>第3条</p> <p>1 省略</p> <p>2 前項に規定する者のうち、傷病（<u>厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項</u>に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。この項、次条第2項ならびに第5条第1項第4号および同条第2項において同じ。）または死亡によらず、かつ、第8条の2第5項に規定する認定を受けないで、その者の都合により退職した者（第12条第1項各号に掲げる者および傷病によらず、地方公務員法第28条第1項第1号から第3号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項および第6条の4第4項において「自己都合等退職者」という。）に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>以下省略</p>